

川崎市公告第953号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和7年5月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

川崎市内公園緑地における民間活力導入検討業務委託

2 履行期間

契約日から令和8年3月13日まで

3 履行場所

川崎市内

4 業務概要

(1) 業務目的

本市の公園緑地における民間活力導入については、大師公園、市営霊園、生田緑地、緑化センター等における指定管理者制度のほか、令和3年3月に策定したパークマネジメント推進方針に基づき、池上新町南緑道、橘公園、登戸つくりと公園における Park-PFI 制度、多摩川緑地丸子橋地区における河川のオープン化、富士見公園、等々力緑地における PFI 制度等を取り入れた再編整備等の実績があり、今後も主要駅周辺まちづくりの拠点となる公園や公園の再整備に合わせて導入を検討していく方針である。

一方で、川崎市総合計画第3期実施計画にある「民活導入による公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営のしくみの構築に向けて取組を進める」にあたっては、市内にある1,200余の公園緑地を対象に主要駅との距離や再整備のタイミングにとらわれずに、公園の利用状況や立地特性等を考慮して対象の公園を改めて検討し絞り込むことにより、民間活力導入効果が高い公園に優先的に注力することができ、市内全域で見たときにその効果を最適化できると考えられる。

本業務は、本市における民間活力導入の対象公園を検討するため、全国的な公園緑地における Park-PFI 等の事例や、本市における公園および多摩川緑地における民間事業者を活用した魅力的な公園づくりの事例を検証し、考え方の検討・整理を行うことにより、本市の公園緑地における民間活力導入事業を効果的に進めることを目的とする。また、令和7年度の川崎市総合計画、令和9年度の川崎市緑の基本計画の改定に合わせて、本業務の成果を踏まえて施策への位置づけを行う予定である。

(2) 業務内容

ア 業務計画

調査検討を進める上での与条件を確認し、作業スケジュールを含めた実施計画を作成

イ 対象公園緑地の現況整理

発注者が提供する公園緑地の立地条件・面積・周辺施設等のデータベースを用いて、表などに整理し、民間活力導入の対象公園を検討するための基礎的資料を作成

ウ 民間活力導入方針の検討

(ア) 全国的な公園緑地における Park-PFI 等の事例や、本市における公園および多摩川緑地における民間事業者を活用した魅力的な公園づくりの事例を検証

(イ) 導入の効果や実現性を考慮した条件による分類や評価による点数化などの手法を検討

(ウ) 市内の公園緑地から対象公園緑地を 20～30 程度に絞り込んだリストを作成

(エ) 今後、民間活力導入事業を効果的に進めるための業務フローと課題と解決方法の整理

エ 成果品のとりまとめ

オ 打合せ協議

(3) 事業委託料 (参考)

事業委託料は、次の金額を上限とする。

8, 9 3 2, 0 0 0 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則 (昭和 39 年川崎市規則第 28 号) 第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和 7・8 年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサル」、種目「都市計画」に登録されていること (参加申込時点で業者登録中〔申請中含む〕であり、かつ契約時点で業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。)
- (4) 川崎市暴力団排除条例 (平成 24 年川崎市条例第 5 号) 第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (5) 神奈川県暴力団排除条例 (平成 22 年神奈川県条例第 75 号) 第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課 大森、貝原

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 (本庁舎 1 7 階)

電 話 044-200-0511（直通）

F A X 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

7 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

（1）公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、様式についても併せて掲載する。

（2）公表開始日

令和7年5月28日（水）

8 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「5 参加資格」を確認のうえ、次の提出書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部提出

（1）提出期間

令和7年5月28日（水）から令和7年6月11日（水）まで

（郵送の場合は令和7年6月11日（水）必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

（2）提出場所

「6 担当部局」のとおり

（3）提出書類

参加意向申出書（様式1）

（4）その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。

9 質問書の受付・回答

（1）受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付。

（2）受付期間

令和7年5月28日（水）から令和7年6月11日（水）午後5時まで

（3）回答方法

令和7年6月13日（金）までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

10 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）

（郵送の場合は令和 7 年 6 月 20 日（金）までに必着）

「6 担当部局」：午前 8 時 30 分～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

(2) 提出書類（ア～オはすべて任意様式）

ア 企画提案書（パソコンによる閲覧を想定しているため、向きは横を基本）
20 ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 見積書

エ 業務実績表

オ 会社（団体）概要書（パンフレット等）

(3) 提出部数

ア 見積書以外：PDF データで各 1 部

（書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名_書類名」とする。

例：株式会社〇〇_企画提案書.pdf）

イ 見積書：原本（紙）を 1 部（押印あり）

(4) 提出方法

ア 見積書以外：「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールにて送付

イ 見積書：「6 担当部局」へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に
限る。）

(5) 留意点

ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。

イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案
書の内容すべてが契約に反映されとは限らない。

ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることが
ある。

11 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、川崎市内公園緑地における民間活力導入
検討業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、書類
及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和 7 年 6 月 27 日（金）～7 月 4 日（金）のうち指定日時

※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡します。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ、HDMI コード以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明や質疑に対する応答はいずれかの者が行うこととする。

（3）審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。

ア 業務の理解・積極性

（ア）理解度

事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。

（イ）積極性

業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

イ 事業実施体制

（ア）組織体制

業務を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。

（イ）スケジュール

履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

ウ 事業の企画力

（ア）知識・経験

業務に必要な知識、能力が十分に備わっているか。

（イ）企画力

知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。

（ウ）手順・手法

効率的で有効な手順・手法が提案されているか。

（エ）実現性

提案内容に具体性と実現性があるか。

（エ）資料作成

対象公園の絞り込みについて、事業者の参入可能性を考慮した、実現性が十分に検討できる提案になっているか。

エ 実績評価

本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか。

(4) 受託候補者の特定

評価委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の 60%とし、提案者が 1 者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和 7 年 7 月 8 日（火）以降を予定

12 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「5 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

13 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とする。
- (4) 契約保証金
川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要がある。
- (5) その他詳細について
詳細については、「川崎市内公園緑地における民間活力導入検討業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。